

# 女性技能実習生の「闘い」

——縫製業で働くベトナム人女性の事例から

川越 道子

## I はじめに

### 1 『海辺の彼女たち』にみる女性技能実習生の被傷性を手がかりに

2021年5月、藤元明緒監督作『海辺の彼女たち』という技能実習生を主人公にした映画が公開された。技能実習生としてベトナムから来日した20代の女性3人が「搾取されていた職場」<sup>1)</sup>から逃げ出すことから物語は始まる。実習生が劣悪な労働環境から逃げ出せば、「失踪」とみなされ、その後は「不法滞在」<sup>2)</sup>という非常に不安定な立場に陥ることになる。失踪前と相違ないか、もしくは、さらに過酷な労働環境や生活環境に身を置き、偽りの身分証を携え、体調を崩しても医療を受けられず、何かにつけてお金を巻きあげる者たちに頼らずには生き残れない世界。映画では、日本で便利な生活を享受する私たちが知ることのないアンダーグラウンドの世界が描かれる。

いま、日本において急増し、各産業の根幹を支えているにもかかわらず、不可視化されている外国人技能実習生の姿を描き出そうとしたこと。また、技能実習先から逃げ出した後の一層不可視な「地下」を白日の下に晒そうとしたこと。そして、映像の力により映画を観る私たちをその「地下」に介在させたこと。こうした点だけでも『海辺の彼女たち』が画期的な作品であることに異論はない。一方で、映画の冒頭からひとつの疑問が浮かんでいた。それは、映画のように「不法」滞在の立場で働くことを目的に女性だけで逃げ出した実習生は、実際、どれほどいる/いたのだろうか、という疑問である。

本稿では、この疑問を出発点として、縫製業で働くベトナム人女性技能実習生の事例を通して、女性技能実習生を取り巻く社会的な差別構造、および女性技能実習生の労働・生活実態を明らかにし、さらに、労働の場における彼女たちの「闘い」について考察する。

## 2 問題の所在

1993年に技能実習制度が設立されたことを契機に、家族を帯同せずに「単身の労働者」として来日するアジア諸国出身の女性が日本国内で増加している。従来の移民研究や国際労働移動研究では、多くの場合、移住労働者は「性をもたない抽象的な集団」として扱われ、「しかも事実上は『世帯の稼ぎ手』としての男子労働者に専ら関心が向けられ」てきた。また、女性の移動が語られる場合でも、女性は男性の「扶養家族」として男性に追随する形で国際移動すると捉えられてきた(森田,1987:4)。

こうした移動する女性が看過されてきた状況に対して、1980年代より欧米を中心に女性移住労働者をめぐる研究成果が蓄積されている<sup>3)</sup>。日本で働く女性移住労働者については、まず、1980年代に男性移住労働者に先んじて日本に流入した性風俗産業で就労するアジア女性の研究がある<sup>4)</sup>(伊藤,1992、1996)。また、近年の日本における女性移住労働者については、技能実習生と並んで増加傾向にある家事労働者の研究が展開されている(定松,2020)。しかし、技能実習生については、依然として「性をもたない」外国人労働者問題として扱われる場合が多く、ジェンダー的側面が十分に検討されてきたとはいえない。

本稿で取りあげる縫製業で働く技能実習生についても、縫製業の産業構造および同産業を支える「労働力」についての調査研究は蓄積されてきたが(岩坂,2007、上林・山口,2013、佐藤,2013、津崎,2013、長田,2018)、受入れ企業側の視点から考察する研究が主流であり、また、その「労働力」についてジェンダーの視角から分析した研究はまだ少ない。

他方で、技能実習生を支援する現場では、比較的早い段階から女性技能実習生の予期せぬ妊娠や出産に対する支援の必要性が認識されてきた(秦,2019)。さらに技能実習生による乳児死体遺棄事件といった痛ましい事件を契機に、女性技能実習生の置かれる立場の脆弱さが一般にも認識されつつある。妊娠、出産といった「再生産」をめぐる困難さ以前に、恋愛禁止、セクシャルハラスメント、性暴力など、女性技能実習生に対して振るわれる暴力は枚挙にいとまがない。女性労働者の権利として法で守られているとはいえ、実際には、女性技能実習生は再生産労働と生産労働の両立が許されない構造下に置かれているからである。

『海辺の彼女たち』でも、「外国人」や「労働者」というだけでなく、「女性」であることの被傷性が劇中で通奏低音のように響いている。「彼女」を悩ませ苦しめるのは、過酷な労働を強いる技能実習先や異国である日本社会だけ

ではない。「彼女」を危険に晒すのは、逃げ出した後の「彼女」を餌食にする同じ出身国の移住男性であり、「彼女」を「捨てる」ベトナムにいる同郷の男性(恋人)であり、さらには送金を催促する「彼女」の父親である。「彼女」は「女性として/外国人として/労働者としての三重の搾取」に脅かされるのである(伊藤,1992:325)。

こうした女性移住労働者の被傷性について、小ヶ谷は「可傷性」「傷つけられやすさ」「攻撃誘因性」などと訳される「ヴァルネラビリティ(Vulnerability)」という概念を用いて考察する。フィリピン人家事労働者の「ヴァルネラビリティ」が高まる状況や構造を分析すると同時に、小ヶ谷はこれまでのフェミニストの議論を整理して、「ヴァルネラブルな存在＝女性＝弱者」と固定化されることに警鐘を鳴らす。なぜなら、女性を「弱者」と捉えることによって従来の「家父長的保護」が強化され、「抵抗」や「交渉実践」といった彼女たちの日常の実践が見過ごされる危険性があるからである(小ヶ谷,2008、2016、2019)。

ここで冒頭の疑問に戻りたい。次節で見ていくが、端的に言って、女性技能実習生が劣悪な労働環境の実習先から逃げ出すことは、男性技能実習生以上に困難である。このことから女性技能実習生は男性よりも一層「弱者」であり、抑圧されていると結論づけることもできるかもしれない。しかしながら、本稿では、女性技能実習生を「弱者」と捉えるのではなく、逃げるという選択肢がないからこそ、理不尽な状況に正面から対峙する女性たちの「闘い」や「交渉」といった「闘い」に着目する。彼女たちは、技能実習における困難とどのように向き合い、乗り越えようとするのだろうか。これを実習生の言葉から考えたい。

そのために、まず、第2節で女性技能実習生と「失踪」の実態を統計から概観する。第3節では繊維・衣類産業と移住女性の関係を先行研究から整理する。第4章では、元女性技能実習生への聞き取り調査から彼女たちの生活・労働実態、そして、職場での理不尽な状況に対する彼女たちの「闘い」を見ていく。第5節で、本稿を振りかえり、女性技能実習生の置かれている現状について若干の考察を加える。

なお、本稿は、2017年7月末から2018年12月末まで開設していたベトナム人技能実習生向け情報ウェブサイト<sup>5)</sup>の運営を通じたフィールドワークをはじめ、2021年7月と8月にビデオ通話で行った元技能実習生への聞き取りにもとづいている。

## Ⅱ 女性技能実習生と「失踪」

### 1 技能実習における女性比率と繊維関連職種

まず、技能実習生として来日する女性はどのくらいいるのだろうか。ここでは、女性技能実習生数と技能実習における女性比率を確認したい。表1は、法務省の在留外国人統計による女性技能実習生数とその数から算出した女性比率の推移である。在留外国人統計では、男女別の技能実習生数は2012年12月末の統計から公表されているため、2012年から2019年の推移を見ていく。

表1 技能実習生の女性比率の推移

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
技能実習生数	151,477	155,206	167,626	192,655	229,967	274,233	328,360	410,972
女性	82,806	82,885	84,635	89,694	103,909	122,095	142,884	172,736
女性比率	54.6	53.4	50.5	46.6	45.2	44.5	43.5	42

出所：法務省「在留外国人統計」各年度(12月末)より作成。女性比率は%。

2012年から2019年で技能実習生数は、15万1477人から41万972人と約2.7倍に増加している。女性技能実習生も8万2806人から17万2736人と倍増する。一方で、女性比率は年々減少している。男性技能実習生の増加率が女性技能実習生の増加率を上回るためと考えられるが、ここでは、2014年までは女性技能実習生数が男性技能実習生より多いことに着目したい。2012年54.6%、2013年53.4%、2014年50.5%と、2014年までは女性技能実習生が全体の半数以上を占めている。在留外国人統計では2012年以前の男女別の技能実習生数が確認できないため、さらに、技能実習(2号)移行申請者数から技能実習生の女性比率を見ていく。

表2は、1994年から2017年の女性の技能実習移行申請者数と女性比率の推移である。技能実習制度設立の翌年である1994年から1998年までは男性技能実習移行申請者が女性より多いが、1999年を境に女性の数が男性を上回る。1999年以降は、技能実習移行申請者の女性比率は約56%前後で推移し、2003年には61.5%に達した。2014年から再び男性の技能実習移行申請者数が女性を超えるが、1999年度から2013年の15年間は、男性よりも女性の技能実習生が多い。

表2 技能実習移行申請者の女性比率の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
総数	2,133	3,611	5,276	9,318	12,437	12,442
女性	899	1,483	2,252	3,944	5,517	7,007
女性比率	42.1	41	42.6	42.2	44.4	56.3
	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総数	16,107	22,268	22,997	27,233	34,816	40,993
女性	9,147	12,652	14,117	16,752	20,873	24,378
女性比率	56.8	56.8	61.4	61.5	60	59.5
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
総数	51,016	60,177	63,747	57,996	46,985	51,109
女性	28,565	31,493	32,741	32,185	27,103	27,619
女性比率	56	52.3	51.4	55.5	57.7	54
	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総数	53,791	51,747	59,027	41,431	83,476	45,427
女性	29,022	27,429	28,572	32,329	37,677	20,244
女性比率	54	53	48.4	43.8	45.1	44.6

出所：『外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）』各年度版より作成。  
女性比率は％。

なぜ1999年を境に女性の技能実習移行申請者が増加したのだろうか。表3は、1994年から2017年の職種別技能実習（2号）移行申請者数の推移である。

1999年度末に農業や水産加工産業がJITCO認定職種に追加される以前は、繊維関係、機械金属関係、建設関係の3つの職種が全体の約85％前後を占めていた。例えば、1999年は繊維が全体の52.1％、次いで機械金属21.2％、建設12.7％である。前年度と比較して、機械金属は74.9％、建設は83.4％と減少しているのに対して、繊維関係職種だけが126.2％と大きく増加している。従来、繊維・衣服産業は大量の女性労働者を雇用してきた産業のひとつである（サッセン、1992:160）。繊維関係職種の技能実習生の受入れの増加が、女性技能実習移行申請者数の増加を招いたと考えられる。

1994年以降、繊維関係職種の技能実習移行申請者数は一貫して増加するが、2006年の15072人をピークに減少しはじめる。一方で、主に男性技能実習生が従事する建設関連職種や機械金属関連職種への技能実習移行申請者数は、2010年代以降も増加している。こうした技能実習における各職種の受入れ状況の変化から、2014年に技能実習における男女比が逆転したと考えられる。

表3 職種別技能実習(2号)移行申請者数の推移

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総数	2,138	3,611	5,339	9,318	12,437	12,442	16,107	22,268	22,997	27,233	34,816	40,993
繊維・衣服	907	1,497	2,299	3,733	5,138	6,486	7,703	9,756	10,661	11,716	13,162	14,289
機械・金属	431	693	1,176	2,295	3,531	2,643	2,987	4,627	3,553	5,064	7,334	8,903
建設	577	956	1,137	1,866	1,891	1,576	1,667	1,891	1,928	1,748	2,424	2,659
農業	0	0	0	0	0	11	247	510	849	1,155	1,837	2,758
漁業	0	0	0	0	0	0	309	320	348	397	341	280
食品製造	0	0	0	0	0	0	1,315	2,202	2,596	3,134	4,158	4,844
その他	233	465	727	1,424	1,877	1,726	1,879	2,962	3,062	4,019	5,560	7,260
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総数	51,016	60,177	63,747	57,996	46,985	51,109	53,791	51,747	59,027	73,760	83,476	45,424
繊維・衣服	15,072	14,871	14,475	14,032	11,181	10,837	11,437	10,385	9,781	10,061	10,039	4,888
機械・金属	12,557	15,907	16,704	12,356	8,992	12,164	11,775	10,212	11,924	14,632	15,256	8,322
建設	3,930	5,275	5,918	4,859	3,543	3,679	4,595	5,347	7,759	12,767	14,211	7,949
農業	3,341	4,045	4,981	6,144	6,092	6,329	6,888	7,252	7,799	8,856	9,979	5,516
漁業	304	318	290	368	387	467	594	778	765	913	1,004	583
食品製造	6,117	6,797	7,278	7,941	7,208	6,401	7,043	7,148	7,494	9,773	14,853	8,450
その他	9,695	12,964	14,101	12,296	9,582	11,232	11,459	10,625	13,505	16,758	18,134	9,716

出所：国際研修協力機構『外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）』  
各年度版より作成。

なお、ここで女性技能実習生が従事してきた繊維関連職種における支給予定賃金（基本給）が、機械金属関連職種や建設関連職種よりも低いことを指摘しておきたい。技能実習移行申請者の女性比率が最も高い2003年の状況を見ると、機械金属と建設では支給予定賃金は13万円台が最も多い（機械金属34.1%、建設36.9%）のに対し、繊維では11万円台が44.2%と最も多い（国際研修協力機構、2004:30）。12万円未満では72.2%を占める。以上をまとめると、繊維関連職種における技能実習生受入れの増加に伴い、1999年から2013年は女性技能実習生数が男性よりも多かった。また、女性技能実習生は男性技能実習生よりも低賃金で働いてきたことがわかる。

## 2 ジェンダー化された「不法」就労

それでは、女性技能実習生が男性より低賃金で雇用されるなか、『海辺の彼女たち』で描かれていたように女性技能実習生が「失踪」し、その後、仕事に就くことは、実際に可能なのだろうか。ここでは、出入国管理局が摘発

した「不法残留者」および「不法就労者」の統計をもとに「不法」就労の動向を見ていく<sup>6)</sup>。

まず、「不法」残留後に就労していた「不法」就労の女性の割合を確認したい。表4は、1998年から2019年の「不法就労事件」における女性比率の推移である。1998年から2012年は、多少の増減はあるが女性の「不法」就労は全体の約4割前後である。

表4 不法就労事件における女性比率の推移

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総数	40,535	46,258	44,190	33,508	32,364	34,325	43,059	45,935	45,929	36,982	32,471
女性	15,727	19,840	20,241	14,195	13,754	14,051	17,710	19,703	21,170	16,056	13,201
女性比率	38.8	42.9	45.8	42.4	42.5	40.9	41.1	42.9	46	43.4	40.7
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
総数	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038	6,702	7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
女性	10,023	7,547	5,959	3,633	2,682	2,542	2,806	2,910	3,014	3,332	3,913
女性比率	37.8	40.8	43.7	40.5	38.1	37.9	35.1	32.3	33	33	30.5

出所：法務省出入国管理庁「入管白書」各年より作成。女性比率比は%。

2012年以降、女性比率は減少しはじめ、2016年から女性は全体の3分の1以下になっている。女性比率は大きくは変化していないように見えるが、「不法」就労者数は大幅に減少している。2000年代には4万5千人を超えた「不法」就労者数は、2014年には6702人に減少した。「不法」就労者の国籍も変化している。「不法」残留者数が最多であった1993年は、「不法」残留者の国籍は多い順からタイ、韓国、フィリピン、中国、マレーシアであるのに対して、2020年ではベトナムが1万5561人で最多になり、次いで韓国、中国、タイ、フィリピンが続く。この間、「不法」残留となる直前の在留資格は「短期滞在」が最多であるが、2020年のベトナム人「不法」残留者の場合、「技能実習」がベトナム人「不法」残留者の5割以上を占めている（法務省、2020:43-45）。

また、「不法」就労における女性比率は国籍によって異なる。2019年、「不法」就労として摘発されたベトナム人4941人のうち女性は1175人、全体の23.8%である（法務省、2020:51）。つまり、摘発された「不法」就労者は男性が全体の3分の2を占めるが、その割合は国籍によって異なり、2019年のベトナム人「不法」就労者の場合、女性は全体の4分の1である。

次に「不法」就労として摘発された女性はどのような仕事をしていたのだろうか。表5は、1998年から2019年の主な就労内容別・男女別「不法」就

労事件の推移である。

表5 主な就労内容別・男女別「不法」就労事件の推移

	総数	農業従事者 / 男性	農業従事者 / 女性	建設作業 者 / 男性	建設作業 者 / 女性	工員 / 男性	工員 / 女性	ホステス 等接客業 / 男性	ホステス 等接客業 / 女性
1998	40,535			7,568	127	7,514	2,088	424	6,762
1999	46,258			8,563	75	7,453	2,454	371	8,516
2000	44,190			7,290	64	6,956	2,510	359	9,056
2001	33,508			5,290	40	6,210	2,203	362	5,647
2002	32,364			4,757	33	5,181	1,903	236	4,845
2003	34,325			5,426	42	5,146	2,010	184	4,873
2004	43,059			6,185	43	7,402	3,038	229	6,368
2005	45,935			6,331	47	8,447	3,339	258	7,061
2006	45,929			5,378	47	8,892	4,094	356	7,345
2007	36,982			4,401	57	7,898	3,674	400	5,409
2008	32,471			3,792	39	7,670	3,696	429	4,023
2009	26,545			3,890	48	5,687	2,533	331	2,992
2010	18,490			2,358	25	2,846	1,322	240	2,439
2011	13,913	554	229	1,750	22	1,869	940	120	1,891
2012	8,979	432	160	1,146	8	1,124	499	114	1,251
2013	7,038	507	188	1,144	7	895	406	80	757
2014	6,702	632	314	1,323	13	769	461	41	588
2015	7,973	1,113	631	1,622	16	857	485	33	490
2016	9,003	1,438	777	1,697	16	1,008	402	27	455
2017	9,134	1,585	916	1,529	19	942	469	25	344
2018	10,086	1,480	1,024	1,818	17	1,236	639	7	330
2019	12,816	1,646	1,258	2,550	19	1,686	764		

法務省出入国管理庁「入管白書」各年より作成。

表5より、主な「不法」就労先として男性は「建設作業」と「工員」、女性は「ホステス等接客業」と就労先がジェンダーで明確に分かれているといえる。女性「不法」就労者の主な就労先は、2000年代までは「ホステス等接客業」が最多で、次いで「工員」である。しかし、「ホステス等接客業」は2000年、「工員」は2006年をピークに減少傾向になる。不法就労事件全体の数が減少する中、2011年以降、唯一「農業作業」が男女ともに増加している。2019年、「農業作業」は不法就労者全体の22.7%を占め、そのう

ち女性は9.8%である。したがって、「不法」就労において男性と比較して女性の就労機会は少なく、また、就労先の職種も非常に限られているのである。

### 3 「兵士 (bộ đội)」の世界

「失踪」後の就労機会が非常に限られていること以外にも、女性技能実習生が実習先から逃げ出すことを困難にする要因がある。技能実習先が「失踪」を阻止しようと、パスポートや在留カードなどを取り上げたり、賃金の一部を実習先が預かる「強制貯金」などの方策を取ったりすることも、そのひとつである。ただし、仮に技能実習先でそうしたことが起こらない場合でも、自発的に実習先から逃げ出すことを選択する女性は多くないと考える。なぜなら、女性たちは、「失踪」後の世界が「男の世界」であることを察知するからである。

日本に暮らすベトナム人の中では、非正規で滞在する同国人のことを隠語で「兵士 (bộ đội)」と呼ぶ。「兵士」という言葉が用いられるように、「失踪」後の世界は「戦場」である。そこでは、他人の助けは期待できず、自分の身は自分で守らなくてはならない。男女ともに技能実習生が増加していることや、女性の「農業作業」の増加などの「不法」就労市場の変化に伴い、女性の「失踪」も増加傾向にあると推測される。だが、「不法」滞在では就労先だけではなく、居住先も探さなくてはならない。多くの場合、同じように実習先から逃げ出した者たちが集う住居で共同生活を送ることになる。女性にとって、素性の知れない男性たちが転がり込む居住先は決して安全な場所ではない。加えて、地図が読めない、日本語が十分に理解できないという女性技能実習生も少なくない。そのため、条件が整ったとしても女性技能実習生にとって「失踪」は、依然として選び難い選択と考えられるのである<sup>7)</sup>。

## Ⅲ 繊維・衣服産業と移住女性

前節の1において、女性技能実習生は主に繊維関連職種に従事してきたことを指摘したが、繊維・衣服産業と移住女性との関わりは日本の技能実習制度に限った話ではない。ここでは、繊維・衣服産業と移住女性の関係を先行研究から見ていく。

本論の冒頭で、従来の移民、国際労働力移動研究が移民女性労働に無関心であったことを指摘した。しかし、その後、女性研究者を中心にすすめられ

た移民女性の研究では、主に1970年代以降、先進工業国の企業が生産工程の多くを第三世界諸国に移転していくと同時に、第三世界諸国の労働者を先進工業国の労働過程に動員する過程が起り、その過程で女性の労働力が大きな役割を果たしてきたことを指摘してきた(久場,1994:202)。後者の過程において、先進工業国で移住女性を取り込んだ産業のひとつが繊維・衣服産業である<sup>8)</sup>。

久場は、繊維・衣服産業が、不況への対応として「規格化された大量生産の部分は海外生産へふり向けつつ、他方で自国の都市域においては、新しく下請けの家内生産や零細規模工場(スウェット・ショップ)の展開をすすめるなど、独自なかたちでの“再工業化”をはかってきた」と指摘する。こうした状況は1970年代のニューヨークやロンドン、パリなど衣服の消費地である大都市において見られた。「海外との競争や変動激しい移り気の市場に対応する」ために、繊維・衣服産業は消費地の近郊に集約し、そして、これらの工場における「労働条件の極端に悪い、かつ低賃金で長時間の労働集約的労働」を担ったのが、周辺諸国から移住した移民女性であった。さらに、こうした「世界市場の変動に対応して生産規模をフレキシブルに変更」しなくてはならない産業においては、激しい労働に身体に不調をきたすことに相まって、結婚や出産などを理由に工場を辞めていく若い女性のほうが労働力として望まれてきたのである(久場,1994:209-212)。

日本の繊維・衣服産業においても同様の状況が指摘できる。産地や製品によって労働の内容や条件は多少異なる。しかし、同産業が「その生産活動において大量生産方式と機械の導入が困難」であることから「零細な家内工業スタイル」を維持してきたこと、そして、そこで求められる低廉な非熟練労働力の担い手として若年女性が動員されてきたことは共通している(津崎,2013:15)。「研修・技能実習制度が開始される前から、家内労働者と呼ばれる最低賃金以下で働く労働力を内部に包摂しつつ繊維・衣類製造業が成立」してきたのであり、外国人技能実習生以前は、こうした「家内労働者」や「集団就職」で就労した若年女性が同産業の重要な労働力であった(上林・山口,2013)。さらに、津崎は技能実習制度における「労働者の拘束性、労使対立を抑制しようとする家族主義的な管理の存在、その両者を支える人材を調達する監理団体と送り出し機関のネットワーク」が「安定した労働力調達とそれに基づく生産活動を可能」にしたと言及し、こうしたシステムは、従来の日本の縫製業の「経営状況及び労働市場との関係の延長」にあったと指摘する(津崎,2013:14)。つまり、若年女性を職場に拘束しながら労働力として活用する繊維・衣服産業の性質は、外国人技能実習制度が実施される以前から形成されてきたといえる。

## IV 女性技能実習生の「闘い」

### 1 訴訟を起したハン（仮名）の事例<sup>9)</sup>

これまで、女性技能実習生は男性技能実習生よりも低賃金の繊維関係職種に従事し、また、たとえ劣悪な労働環境に置かれるとしても男性以上に逃げ出すことが困難であることを見てきた。それでは、女性技能実習生は実習先での困難に、ただ耐え続けるのだろうか。ここでは、縫製業で働いた元女性技能実習生への聞き取り調査より、技能実習先での労働・生活実態を見ていくとともに、実習先での理不尽な状況に対して自ら闘った2人の事例を紹介する。

#### (1) 来日前の生活

ハンは、1997年にベトナム北中部タインホア省の農村に生まれた。3人の兄を持つ末っ子だからか、おっとりしていて、いつも一語一語を確かめるようにゆっくり話す。普段は物静かだが、何か質問をしたり意見を求めたりすると、ハンはきっぱりと自分の意見を述べる。誰かに判断を委ねることない彼女に感心することがよくあった。

ハンの実家は専業農家だが、とくに生活に困っているわけではなかった。両親は、米作りの他に豚3匹に牛5頭を飼っており、3人の兄たちは農業を継がずに、タインホアの靴の縫製工場や首都のハノイ市で働いている。ハンも日本に行こうと考えた理由を「当時は日本が好きだったし、日本語を勉強してお金を稼いで両親を助けたかったから」と語る。「両親を助けたかった」といっても切迫感はなく、「遠いところに行ってみたかった。留学に迷ったけど、働くだけのほうがいいかなと思った」という言葉は、10代の田舎の若者が抱く素直な気持ちだったに違いない。

高校を卒業すると家から通える縫製工場洋服を縫った。並行して、インターネットで「日本に行ける会社」を調べた。高校の同級生で海外に行った人はいなかったが、日本に行った知り合いを持つ母の理解もあって、ハンは日本に行くことを決めた。家族は借金をして、ハノイの送り出し機関に約100万円の手数料を支払った。そして、2015年11月、19歳になる2か月前にハンは技能実習生として来日し、奈良県の寝具製造会社で働きはじめた。社長を含め、5人の日本人が働いていた。ハンと一緒に来日したベトナム人技能実習生の「姉さん」2人もいた。ただ、最終的に会社の技能実習生はハン

1人になった。

聞き取り調査への協力を依頼したとき、ハンはすぐに快諾してくれた。しかし同時に、「でも、日本での2年間は私にとって悪夢でした」と続けた。「悪夢」とは、どのような日々だったのだろうか。

## (2) 技能実習先の仕事と生活

当時の実習先の仕事と生活について、ハンは次のように話しはじめた。

布団の外側に布をかぶせ、ミシンで正確に縫わなくてはならないので難しかったです。一辺が250cmや200cmの布団の場合、重さが約15キロから20キロになることもあって、私の手で縫うのは大変でした。たくさんの工程があり、私は決まった工程を担当するのではなく、言われた仕事を全部しました。裁断、裁断用の印付け、縫製、ファスナー付け、製品の仕上げまで何でもしました。

ベトナムの縫製工場で働いていたので、洋服用ミシンの使い方は知っていましたが、会社の仕事に慣れるまで少し時間がかかりました。仕事に慣れてからも、早く綺麗に正確に縫うよう会社の人から言われました。左利きですが、ベトナム人の中では私が一番正確に裁断できました。仕事は17時に終わります。会社から帰国するように言われてからは、夜10時まで残業することもありました。それ以前は、残業はなかったです。

給料は毎月8万円を手渡しでもらいました。家賃、電気代、水道代が引かれて8万円。食費は別。食費はひと月大体1万5千円くらい。本当の給料は10万円ですが、帰国するときに返すと言われ、毎月10万円から2万円が引かれて、その2万円は会社が預かりました。食費を引いた残りのお金を2、3か月に1度、「円」が高いときに家族に送っていました。

身長150センチほどの小柄なハンにとって重い布団を縫う作業は、確かに楽な仕事ではなかっただろう。しかし、寝具製造のためか、縫製業で起こりがちな「長時間労働」はなかった。また、「何でもしました」「私が一番正確に裁断できました」と語るとき、ハンは少し嬉しそうな顔になる。自分の働きぶりに自信を持っていたのではないだろうか。

日本での仕事について淡々と語るハンだったが、お金の話になると、少しずつ雲行きが怪しくなる。問題は、ハンの給料から毎月引かれる2万円だ。実習生が逃げ出すことを阻止しようと、会社が強制的に給料の一部を預かる

「強制貯金」である。会社からは「合計100万円になったら帰国の際に返す」といわれた。だが、ハンは来日前に作った借金を一日でも早く返済したかった。「ベトナムの送り出し機関でも『保証金』を支払ったのに、なぜ2万円を預かるのか」と抗ったが、「ベトナムはベトナム。日本は日本で保証金がある。帰国前に返すから」とあしらわれた。納得がいかなかったが、どうすることもできず、ハンは布団を作り続けた。

### (3) 突然の解雇とハンとの闘い

しかし、突然、事態が悪化する。2017年6月、ハンは会社から「もう雇えない」と帰国を命じられた。ベトナムの送り出し機関で交わした契約では、3年間働くことになっている。来日して1年半。来日前に作った借金分さえも稼げていなかった。一方的に解雇を言い渡されたことにも動揺したが、会社が預かっている「強制貯金」を返してもらえるのかも不安だった。

一緒に来日にした2人の姉さんですが、1人は3か月で、もう1人は1年で解雇されました。彼女たちが帰国するとき、会社は「預かっているお金は、ベトナムに戻ったら返す」といいました。でも、結局、会社はそのお金を2人に払いませんでした。

「どうしたらいいか、全然わからなかった」というハンだが、その後の対応は的確だった。まず、ハンは会社と監理団体に説明を求めた。会社は「監理団体が責任を負う」というので、監理団体にも連絡をした。しかし、監理団体の事務所はどこにも存在していなかった。もとより会社や監理団体の誠実な対応は期待できなかったが、このままでは帰国を強いられる上に、会社が預かっているお金も返してもらえないかもしれない。そう判断したハンは、他の縫製会社で働くベトナム人の「姉さん」たちに助けを求めた。女性技能実習生にとって、ハンの話は珍しいものでない。お姉さんたちの助言に従い、ハンは労働組合や支援者を探し、連絡し続けた。

そうするうちに、外国人労働者の支援団体や弁護士を見つけることができた。はじめは支援者や弁護士との面談に行くのにも「何とって会社を休んだらいいのかわからない」と悩んだハンだったが、面談でいくつかの解決方法を提示してもらううちに、考えがまとまった。最終的にハンは1人で会社を訴えることにした。訴訟を起こしても、会社から慰謝料が支払われる保証はない。また、訴訟の準備のために、解雇後も数か月間日本に残らなくて

はならない。それでも、ハンの意思是揺らがなかった。

会社から解雇された後、ハンは、ひとり日本に残って訴訟の準備をした。帰国してからも必要な書類を弁護士に送り、ベトナムで訴訟の結果を待ち続けた。

#### (4) 「悪夢」から覚めて

2021年7月、ハンはようやく日本の会社から和解金を受け取った。解雇されてから4年が経っていた。ようやく「悪夢」から覚めたわけだが、実際に、ハンはどのような状況を「悪夢」と表現していたのだろうか。仕事漬けで大変だったという意味なのだろうか。そう問うと、次のように返ってきた。

仕事が大変という意味ではありません。お金のために働くのだし、仕事は責任もってするものでしょう。そうではなく、会社では時々、理不尽なことを言われました。説明を求めても応えてくれません。それでも私は、2人の姉さんより運がよかった。会社から気に入られていたから。2人の姉さんは、日本人から嫌われていました。日本語がわからなくて、何度も説明しないといけないから。1人の姉さんは、言葉がわからなくて、いつも私を呼んで通訳させました。もう1人は「縫い方が綺麗じゃない」って、いつも日本人から注意されていました。でも、来日して1、2か月で上手く話せるわけがない。実際、大事なものは、言葉ではなく、仕事ができるかどうかでしょう。だけど、日本人はその姉さんのことを嫌いました。

「悪夢」とは、会社の「理不尽なこと」に振り回されること。さらに、振り回されるだけでなく、「気に入る」「嫌う」といった不確かな感情によって、自分たちの運命が翻弄されることだったのではないだろうか。そして、多くの技能実習生がそうした「理不尽さ」に対抗する術を持っていない。もし支援者に会わなかったらどうしていたかとハンに問うと、ハンは「ベトナムに帰ります。会社から逃げ出すことは選ばないと思うから」と淡々と語った。

ベトナムに帰国した後、2019年にハンは日本で知り合った同郷のベトナム人男性と結婚した。現在、ハンの夫は「技術者」として大阪の会社で働いている。2020年に男児を産み、母となったハンは、夫不在の嫁ぎ先で義理の両親と同居しながら子育てをしている。夫は、あと3、4年日本で働きお金を貯めたら帰国して、ベトナムで何か事業を興したいと言っている。「家

族が離れて暮らすのは寂しい」からだ。「家族滞在」の在留資格で再来日することができるが、いま、ハンは日本に戻ることを考えていない。

## 2 ストライキを決行したオアインの事例<sup>10)</sup>

### (1) 来日前の生活

オアインは、1991年にハノイ市に隣接する旧ハタイ省(2008年よりハノイ市に合併)の農村で4人姉妹の長女として生まれた。はきはきと話す口調から彼女がしっかり者であることが伝わってくる。ベトナムでも彼女が家族を引っ張ってきたのだろう。

米農家である実家は「貧しかった」。オアインは5歳のときから農作業を手伝い、中学を卒業すると、地元の縫製工場でスポーツ靴や洋服を縫ったり、食料品の販売をしたりして働いた。縫製工場で知り合った同郷の男性と結婚した後は、2人の娘の母になった。

2017年4月、娘たちがまだ5歳と8歳のとき、オアインは技能実習生として福島県の寝具縫製会社で働きはじめた。送出し機関への手数料110万円は、借金をして払った。技能実習の期間は3年の予定だったが、帰国前の2020年3月末、新型コロナウイルスの発生によりベトナムが入国を制限したため、1年延長して2021年4月まで働いた。

会社には、ベトナム人8人をはじめ、インドネシア人1人、フィリピン人1人、モンゴル人5人の計13人の技能実習生がおり、日本人従業員を含めると21人の女性が働いていた。主にベッドカバーやシーツなどの寝具を製造したが、新型コロナウイルス発生後はマスクも縫った。そうして「いろんなものを縫い」、「いつも精一杯努力して働いた」というオアインの4年間は、まさに仕事と「交渉」の日々だった。

### (2) 技能実習先の仕事と生活

仕事の時間は、定時は朝8時半から17時半。土日が休みで、ひと月、大体22日から25日働きました。お盆や正月など休みが多い月は他の月の仕事をするようにして、一年中、均等に仕事があるように配分されました。最初の2年は不定期に残業があり、仕事が多いと、土日もありたり、5、6時間残業したりすることもありました。

ハンと同じく、主に寝具を作っているからか、他の縫製加工業と比べて残業が少なく、仕事量は多くなかった。だが、仕事が多くても少なくても、オアインの生活は休日に遊びに出かけるようなものではなかった。

私たち(ベトナム人)は社長の家に住んでいました。社長の家は平屋の一軒家で広く、社長夫婦と専務と専務の子供2人が住んでいました。その家の2部屋を実習生8人で使いました。片方の部屋には食堂と台所があって、もう片方にはベッドが置いてありました。台所にはガスコンロが2つだけ。お風呂もトイレも小さく、8人で使うのは不便でしたが、社長に話をして、私が帰国する年にやっと設備を増設してもらいました。

他の外国人(技能実習生)は、会社から3キロほど離れた寮に住んでいました。少し遠いので、朝晩、会社が送迎をしました。田舎で民家も少なく、スーパーもなかったので、1か月に1、2回、買い物にスーパーに連れて行ってもらいます。私たちも最初の2年半は、買い物はひと月に3回。新鮮なものは買えません。日本で遊びに行くことは、ほとんどありません。桜や紅葉を見たときを除けば、家の周りにしか出かけていません。

給料は基本給が9万1千円。そこに残業代が加わりますが、大体1万円か1万円ちょっと。もともと残業は少なくて、残業代が2千円や7千円の月もあれば、1万円や2万円になる月もあった。残業代も1年分を12か月で割って均等に振り分けていました。ただ、最初の2年間の残業代は時給ではなく、作った製品の数で計算されました。

生活費は、家賃とWIFI代で毎月1万5千円。食費は2万円くらい。なので、毎月7万5千円から8万円くらい家族に仕送りしていました。

住まいは「社長の家」。しかも、家や会社がある地域は、会社の車で送ってもらわなくては食料品も買いに行けないような不便な場所だった。しかし、遊びに出かけなかったのは、住んでいる場所だけが原因ではない。独身だったハンと異なり、オアインの来日目的は、働いて家族や子供にお金を送ることだからだ。毎月の生活費は、家賃とWIFI代、食費で3万5千円。節約して暮らし、残ったお金はすべてベトナムに送った。その生活を4年間続けた。来日前に作った借金もある。日本にいる間にできるだけお金を稼ぎたかったが、普段から少ない残業は「作った製品の数で計算」されていた。

残業代は、製品や作業工程で単価が決まります。工程によって単価が

違い、工賃が10円のとときもあります。例えば、会社がある製品の単価を40円と言って日本人従業員に作らせませす。でも、日本人従業員は高齢で作業が遅く、私たち実習生のほうが仕事が早い。だから、会社は実習生の工賃を半値の20円にして残業代を計算しました。

残業代は、時給ではなく、作業工程にしたがって決められた単価や製品の出来高で計算された。問題はそれだけではない。仕事が早いために、技能実習生の工賃は日本人の半分になった。早く多く作業をするほど、単価が下がり、実習生の労働価値が低められていく。このことについて何度も会社と話し合ったが、状況は変わらなかった。しかし、オアインは諦めなかった。

### (3) ストライキの決行

私は社長と話をして、「製品の数ではなくて法律で決められた賃金で残業代を払わないと、私たち(実習生)は残業しない」といいました。社長はすぐには同意しませんでした。私たちの意見に従えば、社長も困るので。(私たちの要求に対して)すぐに同意しなかったし、好意的ではありませんでした。不機嫌になったり、嫌がらせをしたり、私たちが怖がらせようとしてきました。

居心地は悪かったけど、私たちは要求を取り下げなかった。結局、誰も残業をしないので、ついに社長は、残業代を時給で払うことに同意しました。2、3か月かかりました。私が日本に来たとき、会社にはセンパイがいました。なぜかわからないけど、センパイは、何も言わず、歩合制で長時間働いていました。でも、私たちは我慢をしなかった。

オアインは、話し合っても変わらない会社に対して、「残業しない」というストライキを決行したのだ。当時、会社にはベトナム人の実習生が5、6人いたという。ストライキは決して簡単ではない。実習生たちは、自らの労働の価値とストライキで会社が被るだろう経済的打撃を計算し、加えて、ストライキ中の減給や会社側に寝返る者がいるかもしれないリスクを秤にかけて「闘い」続ける。成功するかどうかは不確かだ。しかも社長は同じ家に住んでいる。気の休まらない数か月は、実際より長い時間に感じられたに違いない。

社長のことは怖かった。怖かったけど、給料については、怖くても話

をするようにしていました。生活が大変、仕事のストレス。そんなことは全部我慢できる。でも、給料のことは別。働いた分がちゃんと計算されているかどうか、不足がないか、不足があれば、社長に話して請求する。お金のことは、ほっておけない。

仕事ではいつも精一杯努力しました。つねに早く縫えて、簡単にできる方法を考えて。新しい製品が届くと専務は私に見本を作らせました。私は早くて簡単な縫い方を見つけられるから。私だけではなく、実習生は皆、努力していました。仕事が早くて上手に縫える人がいると、皆、その人みたいに仕事をしようって。私たちは、いつも仕事を頑張っているという自信があったから。だから残業代を時給で払ってほしいという話は、度を越した要求ではないと思った。

ストライキや社長のことは怖かったが、お金のことだけは「ほっておきな」かった。お金が来日の目的であり、そして、オアインはそれだけ真剣に働いていた。ストライキを継続できたのは、皆、真剣に働き、自分の仕事に自信を持っていたからだった。さらに、オアインの話からは実習生同士が互いを尊重し合っている様子が伝わってくる。しかし、ストライキの成功は約束されていない。それでも決行したストライキの結果は、果たして彼女たちの覚悟に見合うものだったのだろうか。

会社が残業代を時給で払うと同意した後も、残業代は大して増えませんでした。残業があっても30分から1時間程度。会社が受け入れた技能実習生の人数が増えたためです。

会社は実習生の要求を聞き入れ、オアインたちの交渉は成功したわけだが、「残業代は大して増えなかった」。ただ、オアインは「ベトナム人だけでなく、その後に来たインドネシア人やフィリピン人実習生も、時給で残業をしています」と誇らしげに語る。オアインたちが交渉していたのは残業代だけではなく、自分たちの労働を正当に評価してほしいという想いだったのかもしれない。

早く多く仕事をして給料が上がるどころか、工賃が下がる職場。仕事へのインセンティブが乏しいなか、技能実習生がよい条件の職場に移りたいと願うのは当然のことだろう。事実、オアインの会社からも「センパイ」2人が逃げ出した。しかし、オアイン自身は仕事の手を抜くことも、会社から逃げ出すことも考えなかった。

給料は少ないし、会社から逃げた人もいました。でも、私は逃げなかった。ベトナムに帰国した後、また日本に来てもう一度働こうと思ったから。だから、逃げなかった。

手を抜くことは考えませんでした。例えば、布団カバーを縫うとき、一番難しい工程は「ファスナー」です。日本人数人だけがする仕事でしたが、私も担当しました。私は器用ではないけど、難しい工程は好き。分からなければ、どうしたら早く綺麗にできるだろうって考えて、その工程を克服したいって思う。今日10個の製品が作れたら、明日は11個作ろうって。そして、そうやって頑張る姿や能力を社長や専務に見てもらいたいって思っていました。

### (3) 「闘い」を終えて

日本で「もう一度働こう」と考えていたオアインは、「失踪」は考えなかった。また、「私たちは元気だし、仕事も早いし、仕事は大変ではなかった」と語る。仕事そのものへの不満はなかったようだが、給料が少ないこと以外にも、オアインを悩ませた問題があった。

最初の2年間は、本当にストレスでした。当時65歳の日本人の女性主任がいましたが、私だけ主任からつらく当たられました。いくら正しく縫っても、何度もやり直しを命じられて。他の実習生は何も言われないのに私だけ。正しく縫えているはずなのに。

職場を簡単に変更できない実習生にとって職場の人間関係も深刻な問題である。仕事が早く、また社長に直談判するオアインのことを気に入らない人もいたかもしれない。しかし、この問題についてもオアインは逃げることなく、自ら状況を変えていった。

日本に来たばかりのとき、主任はすごく厳しく、私も何も言い返しませんでした。でも、段々怒りが抑えられなくなってきて、思っていることを言うようになりました。やり直しするよう言われたけど、これは間違っていないとか。間違ったのは私ではない、別の人だとか。そうして思ったことを伝えるうちに、主任の態度も少しずつ和らいで、その後は普通になりました。

私は「まっすぐ」な性格だから。何か気になることがあると、すぐ口に出してしまう。でも、次に日本に来たら、嫌いな人の前でも愛想よく振舞おうと思う。そのほうが仕事も生活も楽にうまくやっていけると思うから。

残業代のこと、つらく当たる主任との関係。逃げ出すことなく、オアインはそうした問題にひとつずつ向き合った。そして、2021年4月ベトナムに帰国することによって、「闘い」は終わり、オアインは「技能実習生」から母に戻り、妻に戻った。

オアインが技能実習生になったのは、「日本で働き、そのお金で土地を買って、家を建てたい」という夢があったためだった。しかし、その夢は叶わず、現在は、インターネットで洋服や果物を販売している。実は、オアインの夫も2018年1月に技能実習生として来日し、関東地方の建設会社で働いた。だが、会社での暴言や暴力に耐えられず、借金を抱えたまま、半年で帰国した。オアインは自分の分だけではなく、夫の借金も返済していたのである。苦勞の多い人生のように見えるが、オアインは「夫は優しく、妻想い。うちの家族は、陽気で幸せ。子供も11歳と9歳になりました」と卑屈になることはない。

聞き取りを終える前、「話をしてみたい」とオアインの娘たちが画面に現れた。上の娘は、「お母さんがまた日本に行ったら、どうぞよろしくお願ひします」と丁寧に挨拶した。そして、「お母さんが帰国したとき、私、お母さんがすぐにわからなかったの」と続けた。その理由を「だって、マスクをしていたから」と娘は言う。しかし、母親の顔がわからなかったのは、マスクのためだけではなくたかもしれない。8歳のときから画面越しにしか会えなかった母親。突然、画面から出てきた母を認識できず、一瞬戸惑ったのではなかっただろうか。

再来日したら、また数年間子供と会えなくなる。だが、「家族のため、子供のため」。オアインは再び日本で働く準備を進めている。

## V おわりに

本稿では、女性比率は低くないにもかかわらず、これまで「性をもたない抽象的な集団」として論じられてきた「技能実習生」のジェンダー的側面に着目し、女性技能実習生の現状、彼女たちを取り巻く社会構造や労働・生活実態を見てきた。そこでは、女性技能実習生は男性技能実習生よりも低賃金の繊維関係職種に従事することが多く、その上、劣悪な労働環境を理由に

実習先から逃げ出そうとしても、「失踪」後の仕事の機会が男性と比べて限られていることを指摘した。しかしながら、第4節で見てきたように、「失踪」という選択が困難であるからこそ、彼女たちは実習先での「理不尽さ」に向き合わざるを得ず、訴訟を起こしたり、ストライキを決行したり、自ら闘っていた。

本稿では、幸いにも闘いに「勝利」した事例を紹介した。だが、当然ながら、こうした「勝利」の背後に無数の女性たちの「忍耐」や「敗北」が続いてきたことも忘れてはならない。事例のなかでも語られているように、彼女たちの実習先には、会社の不正行為によって強制的に解雇・帰国させられた者や職場から逃げ出した者がいる。そうした「センパイ」を間近で見て、助けてくれる人は誰もいないと悟ったからこそ、事例にあげた彼女たちは自ら動き、闘うことを選択したといえる。

さらに、事例では「成功」したストライキも、必ずしも技能実習生の労働環境を改善させる解決先となるわけではない。そもそもストライキを実行できるだけの人数がいない実習先ではストライキ自体が不可能である。また、ストライキを実行できたとしても、成功は不確実であるだけでなく、むしろ会社がストライキの発生を阻止するため管理体制を強める危険性もある。もともと縫製・衣類産業において若年女性が雇用されてきた背景には、労使対立を回避しやすいという狙いもあった。実際、ストライキの発生を抑制しようと、実習生同士の団結を妨げる目的で、会社が実習生数名を優遇し、他の実習生を監視させることを通して実習生同士の分断を謀る話も聞く。事例でも、オアインたちの後からは複数の国の技能実習生が受け入れられている。ストライキは成功するか以前に、実行できるかどうかがまず大きな問題といえる。

また、オアインの夫を含め、実習先から逃げ出した男性技能実習生と出会う機会もあった。女性たちとは異なり、実習先から逃げ出した彼らは、正面から会社と「闘う」ことを避け、非正規で就労することに賭ける。会社と対峙することを恐れる気持ちもあるが、「兵士」の「闘い」とは、会社との交渉に時間を費やすことではないからである。男性だろうと女性だろうと、正規だろうと非正規だろうと、一日も早く渡航前に作った借金を返し、家族にお金を持って帰ることこそが「兵士」の「闘い」なのである。

さて、こうした技能実習生の置かれた状況に対して、私たちに何ができるだろうか。報道を通して技能実習生の劣悪な労働実態が伝えられるたびに（そして、そうした報道において縫製業はよく取り上げられる）、会社を特定し、匿名で批判したり、不買運動を起こしたりして、倒産へ追い込んだ事

例も聞く。しかし、こうした会社の「自然淘汰」は、現状の改善につながるのだろうか。『海辺の彼女たち』の映画でも描かれていたが、「彼女たち」の労働を消費しているのは私たちである。いつだって私たちは「彼女たち」を窮地に追いやる立場になり得る。そうした構造に生きていることを認識することから始めることが必要ではないだろうか。

「ディーセント・ワーク」や「女性活躍」などの言葉が出現する一方で、技能実習生の労働実態や「不法就労市場」の状況を見つめると、露骨なほどの「労働市場の欲望」に圧倒される。外国人や若年女性を安い賃金で働かせ、資本の蓄積を図る資本主義の支配。本稿では展開できなかったが、こうした「欲望」を資本主義と家父長制の問題として、技能実習制度を捉え返すことを今後の課題としたい。

## 注

- <sup>1)</sup> 「搾取されていた職場」という言葉は、『海辺の彼女たち』公式ホームページ上の「ストーリー」の説明による。主人公が働いていた技能実習先の労働環境について「一日14時間働いた」や「パスポートと在留カードは会社が預かっている」という科白はあるが、劇中ではそれ以上の情報はない。
- <sup>2)</sup> ここでの「不法滞在」も『海辺の彼女たち』のホームページ上の言葉を引用する。しかし、『「不法」という言葉が「犯罪」と結び付けられやすい表現』であり、「当該外国人の『不法性』が無限に拡大解釈される可能性を排除する」(鈴木,2009:22) ことから、以下、本文中では「不法」に括弧をつけて用いる。
- <sup>3)</sup> とりわけ欧米を中心として展開されてきた女性移民研究の動向については、小ヶ谷(小ヶ谷,2016の第1章)にくわしい。
- <sup>4)</sup> 伊藤は、90年代当時から「移住者をなによりも労働力、なかならず生産労働力の問題と捉える国際移動研究の支配的な枠組み」(伊藤,1996:243-244) を批判的に検討し、「ジャバゆきさん」に代わるように「外国人労働者」という「中性的」な呼称が登場したことに対して、「中性的であることは、女性の視点が抜け落ちがちになるということ」と指摘する(伊藤,1992:294)。
- <sup>5)</sup> このウェブサイトについては、拙稿を参照されたい(川越,2021)
- <sup>6)</sup> この統計は出入国管理局の摘発数にもとづくものであり、非正規滞在者全体を表すものではないことに留意したい。
- <sup>7)</sup> 技能実習生が「失踪」という選択を取らざるを得ないのは、彼/彼女たちが遭遇する困難に対応する公的機関が存在しないに等しいからである。本来、実習生の問題解決に取り組むはずの監理団体はその役割を果たしておらず、技能実習生の支援は、主に仏教寺院やカトリック教会、労働組合、ボランティアによって担われているのが実情である。
- <sup>8)</sup> Miesは、第三世界の女性の労働力を吸収した他の産業として、エレクトロニクス産業や玩具

産業を挙げている (Mies,1997:173)

<sup>9)</sup> 2021年7月30日にビデオ通話にて聞き取りを行った。

<sup>10)</sup> 2021年8月26日にビデオ通話にて聞き取りを行った。

## 参考文献

- 秦レンナ,2019「アパートで出産、消えた父親…予期せぬ妊娠に苦しむ女性外国人実習生」『ハフポスト日本版』[https://www.huffingtonpost.jp/2019/01/17/technical-intern-trainee-vietnamese\\_a\\_23644783/](https://www.huffingtonpost.jp/2019/01/17/technical-intern-trainee-vietnamese_a_23644783/) (2021年8月30日取得)
- 法務省出入国管理庁,2020「在留外国人統計」[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html) (2021年9月30日取得)
- 法務省出入国管理庁,2020「入管白書」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335866.pdf> (2021年9月30日取得)
- 伊藤るり,1992「『ジャパゆきさん』現象再考—八〇年代日本へのアジア女性流入—」伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論—現状から理論へ—』弘文堂。
- ,1996「もう一つの国際労働力移動—再生産労働の超国教的移転と日本の女性移住者—」駒井洋監修,伊豫谷登士翁,杉原達編『日本社会と移民』明石書店。
- 岩坂和彦,2007「洋間の父ちゃん・母ちゃんの組織化と岐阜アパレル産地の復権」『中小商工業研究』第91号、38-53頁。
- 上林千恵子・山口壘, 2013, 「岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷、集団就職、家内労働から技能実習制度へ」『比較経済研究所ワーキングペーパー』法政大学比較経済圏研究所、1-51頁。
- 川越道子,2021「コンチャウネットから見てきたもの」伊藤泰郎・崔博憲編『日本で働く』松籟社。
- 国際研修協力機構編『外国人研修・技能実習事業実施状況報告 (JITCO白書)』各年度版,国際人材協力機構。
- 久場嬉子, 1994「移民と女性労働」森田桐郎編著『国際労働力移動と外国人労働者』同文館。
- Mies Maria,1986 Patriarchy and Accumulation on a World Scale, Zed Books 奥田暁子訳,1997『国際分業と女性』日本経済評論社。
- 森田桐郎,1987『国際労働力移動』東京大学出版会。
- 村上英吾,2002「衣服産業における生産過程の国外移転と女性移住労働者の導入」『社会政策学会誌』第7号、252-271頁。
- 長田華子,2018「日本製の洋服づくりを支える人々—縫製工場における外国人労働者」津崎克彦編『産業構造の変化と外国人労働者』明石書店。
- 小ヶ谷千穂,2001「移住労働者の女性化」のもう一つの現実—フィリピン農村部送り台世界の事例から—」伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店
- ,2008「移住家事労働者における『ヴァルネラビリティ』の構造と組織化の可能性—香

- 港におけるインドネシア人家事労働者の事例」伊藤るり・足立真理子編著『国際移動とく連鎖するジェンダー』作品社。
- ,2016『移動を生きる—フィリピン移住女性と複数のモビリティ』有信堂。
- ,2019「移動とヴァレナリティ—アジア移住女性をとりまく状況から考える」『年報社会学論集』第32号、44-54頁。
- サスキア・サッセン,1992『労働と資本の国際移動—世界都市と移民労働者』森田桐郎ほか訳 岩波書店。
- 定松文,2020「日本における家事労働の市場化と分断された家事労働者—家事労働者史からみる国家戦略特区の外国人家事労働者」伊藤るり編著『家事労働の国際社会学—ディーセント・ワークを求めて』人文書院。
- 佐藤忍,2013「日本における縫製業と外国人労働者」『大原社会問題研究所雑誌』第652号、46-62頁。
- 鈴木江理子,2009『日本で働く非正規滞在者—彼らは好ましくない「外国人労働者」なのか?』明石書店。
- 高谷幸編,2019『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院。
- 津崎克彦,2013「縫製業における労働力の国際化」『法政大学比較経済研究所ワーキングペーパー』1-21頁。
- 上野加代子,2011『国境を越えるアジアの家事労働者—女性たちの生活戦略』世界思想社。

#### 謝辞

執筆にあたり、ハンさん、オアインさんは快く聞き取り調査に協力して下さった。また、社会動態・理論研究所主宰「下層労働研究会」参加者の皆様からは大変有意義なコメントをいただいた。さらに、緊急事態宣言により各図書館が臨時休館となるなか、広島国際学院大学図書館職員の方々には資料の相互利用で大変助けていただいた。深く感謝いたします。

本稿は、JSPS科研費(基盤(C):課題番号17K02027)による研究成果の一部である。

(かわごえ・みちこ 広島国際学院大学教員)